

令和5年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和 5 年 7 月 27 日 午後 1 時 30 分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ㊤遅刻 ㊤早退)			
○ 1 番 野中 孝	☒ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂	
○ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男	
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	☒ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎			
○ 末永 勇 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学			
○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清			
○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	主 任 川村 和夫		
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
3 番 佐 次 川 茂	6 番 松 本 堅 一		

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度7月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員2番瀬川委員、15番田中委員、推進委員3番岩木委員、8番鈴立委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

先ず、7月1日から中間管理事業の会計年度任用職員として萩原幸彦さんが農業委員会事務局で勤務されておりますのでご紹介をしたいと思います。萩原さん、一言ご挨拶をお願いします。

～ 萩原幸彦 挨拶 ～

先月ご協議いただきました農地パトロールにつきましては、大変お忙しいこととは思いますが、お盆明けの8月17日の星鹿地区を皮切りに実施いたします。後ほど、このことについては、協議事項で詳しくご説明したいと思います。

令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書につきましては、6月に皆さんから、各委員さんから、様々なご意見、ご提案をいただきました。これを基に、各種資料の下の方でございますが、意見書ということで作っております。それで皆様方のご意見等々を基に項目ごとに取りまとめを行い、整理をして、意見書として作成しております。この意見書につきましては、来週の8月3日、吉原会長と職務代理者の武部委員と事務局とで市長に直接手渡しをしたいと思います。その後、意見書に対する回答を受けまして、市長と農業委員会皆さんとの意見交換の場を設定したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、7月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。皆さん方の元気な顔を見ることができ、安心いたしております。今日の農業新聞をちょっと開いてみたら、畑で農作業中の高齢者、私よりちょっと年上の方が、畑を刈っておって亡くなっておられる、そういう危険な暑さが続いております。そしてこの暑さは、8月9月10月くらいまで日本列島こう真っ赤に塗ってありましたので、しばらくは一つ十分身体に気を付けて水分を取りながら無理をせずに、一つ農作業に取りかかっていただきたいと思います。水分をこまめに取らないと、喉が渴いていなくても取らないといけないということがテレビで言われております。水分を取らないと腎臓に負担がかかって腎不全になって亡くなるというようなことを言っておりますので、命に係わることですからどうぞ一つ水分を取って無理をしないで農業をなさっていただきたいと思います。今日の議題についてはボリュームが少なくなっております。しかしながら協議事項で沢山の案件があります。総会終了後にはタブレットの研修。前回も行いましたが、忘れていたとか他用で欠席者が多かったので本日再度研修を行いたいと思います。前回参加された方も更に習熟の度合いを高めるために参加されることをお勧めします。それでは、大変暑い中ですが、議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 議事録署名人の指名を行います。3番佐次川委員、6番松本委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地移動適正化あっせん事業報告から3ページ提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いします。

事務局 報告事項です。農地移動適正化あっせん事業報告が1件ございます。

議案は1ページをご覧ください。申出人、御厨町池田免 〇〇〇番地の 〇〇〇氏です。種類は売買で対象地は御厨町田代免字岩瀬 〇〇〇、地目田、面積は1,829㎡の一筆です。申出日は令和5年5月26日です。こちらにつきまして、〇〇〇氏から7月12日にあっせんの取り下げ申出がなされました。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。5件ございます。1件目の貸人、〇〇〇氏と借人、〇〇〇氏の分は、農地中間管理機構への契約切り替えによる解約となります。2件目の貸人、〇〇〇氏、借人、長崎県農業振興公社の分と3件目の借人、〇〇〇氏の分は、高齢と身体的事情による借人都合の解約です。4件目の貸人、〇〇〇氏、借人、長崎県農業振興公社の分と、5件目の借人、〇〇〇氏の分は、同じ農地を重複して貸し借りしていたことによる借人都合による解約です。5件目の貸人、長崎県農業振興公社、借人、〇〇〇氏の分は、先ほどの理由と同じく借人都合による解約です。

議案は2ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件ございます。1件目です。被相続人は、志佐町浦免の 〇〇〇氏、 〇〇〇氏です。相続人は志佐町浦免の 〇〇〇氏です。農地の表示は志佐町赤木免字上源田 〇〇〇から同じく赤木免字彦四郎 〇〇〇番までの田8筆、畑7筆の15筆です。面積は田の合計面積が3,969㎡、畑の合計面積が567.61㎡で、合わせまして、4,536.61㎡です。被相続人、〇〇〇氏は、昭和17年6月23日、〇〇〇氏は令和5年3月3日に亡くなられております。令和5年6月1日に相続登記が完了したということで、相続人から令和5年6月16日に届出があり、7月14日に受け付けております。2件目です。被相続人は、志佐町浦免の 〇〇〇氏です。相続人は志佐町稗古場免の 〇〇〇氏です。農地の表示は志佐町赤木免字大久保 〇〇〇番と 〇〇〇番の二筆で、地目は畑、合計面積は2,753㎡です。〇〇〇氏は令和5年3月3日に亡くなられており、令和5年6月1日に相続登記が完了したということで、相続人から令和5年6月26日に届出があり、7月14日に受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係
令和5年6月分

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4	〇〇〇	一般個人住宅	545㎡	R5.7.14許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	〇〇〇	〇〇〇	一般個人住宅	496㎡	R5.7.14許可
	〇〇〇	〇〇〇	農家住宅	724㎡	R5.7.14変更承認
	〇〇〇	〇〇〇	進入口	261㎡	R5.7.14変更承認

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
第5条 農家住宅	1		772 m ²	772 m ²
計	1		772 m ²	772 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面積		
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	4	9,916 m ²	3,001 m ²	12,917 m ²
賃貸借	2	975 m ²	3,001 m ²	3,976 m ²
使用貸借	2	8,941 m ²		8,941 m ²
計	4	9,916 m ²	3,001 m ²	12,917 m ²

意見書関係

内 容	件数 筆数	面積		
		田	畑	計
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1		691 m ²	691 m ²

承認関係

内 容	件数 筆数	面積		
		田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	2	975 m ²		975 m ²
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	9	1,673 m ²	4,326 m ²	5,999 m ²

報告は以上でございます。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか。

農業委員 ちょっといいですか。（武部委員）

議 長 武部委員どうぞ。

農業委員 農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続の関係ですけど、これは全部こういう風に届出が出ているんでしょうか。何らからの通知があっているんでしょうか。全てあるんでしょうか。（武部委員）

事務局 全てではないと思います。農業委員会事務局に相続をしたという連絡や問い合わせがあった時には、この届出の提出をお願いしております。従いまして、連絡がなくて相続の登記のみという場合には届出はございません。ですが、法的には届出の義務がありますので、こちらからもお願いはしているところです。

農業委員 この相続についてですね、市の方からの人間でも相続を受けることができる
 ですね。おそらく。そういう時はノータッチですね。（武部委員）

事務局 相続は農地法 3 条の許可が不要ですので、おっしゃる通りです。

農業委員 そのチェックなんかね、法務局から例えば昔は通知とか何かで税務課に行
 きよったと思うんですけど、今は変わっていますけど。変わっているときに出
 ているんですよ。そういう時に確認することはしない訳ですな。（武部委員）

事務局 税務課に法務局から登記済通知書が届きます。それを農業委員会事務局でも
 借り受けて全て確認はしております。

農業委員 それでもいくらかは漏れがあるでしょうな。（武部委員）

事務局 基本的に相続の登記がされている分については、全台帳を目視で確認をしな
 がらシステム上も異動をかけているので、事務局としましては、漏れはないの
 かなと思っています。

農業委員 共有とか何とかも出てきますわな。（武部委員）

事務局 共有がある場合も全て共有の財産ということで、事務局もシステム上の管理
 は全て行います。

議 長 よろしゅうございますか。

農業委員 はい。（武部委員）

議 長 他にございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。
 それでは付議事項に入ります。6 ページ、議案第 39 号農地法第 5 条の規定
 による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたしま
 す。

事務局 議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。
 事件番号 1 です。関係資料を 20～24 ページに掲載しておりますので適宜
 ご覧いただければと思います。譲受人は伊万里市東山代町里 [REDACTED]
 [REDACTED]、[REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏で、譲渡人は調川町上免 [REDACTED] 番地、[REDACTED]
 [REDACTED] 氏です。[REDACTED] 氏は [REDACTED] 氏の子になります。土地の所在地は、調川町上免
 字出口 509 番、畑 772 m² です。農地区分は、土地改良事業等の行われてい

ない農地で、小規模の団地に属する農地のため第2種農地です。転用の目的は、土地の贈与を受けまして、農家住宅を建築するものです。土地利用計画については、23ページの配置図に示されているとおりで、現状のまま整地し利用する計画です。排水は、雨水排水、汚水及び生活雑排水の合併浄化槽での処理水こちらは両方とも県道側溝へ放流する計画になっております。放流経路は、申請地北側の道路までは暗渠排水、その後は道の側面に露出配管を敷設し県道側溝へ放流するという計画です。申請地は防風林に囲まれており、周辺の営農への影響はございません。また、県道側溝へ排水を接続するための各種協議も行われておりますので関係手続にも問題ございません。最後に、借入による資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると考えております。以上の件に関しまして皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いいたします。農業委員8番太田委員お願いいたします。

農業委員 農業委員8番太田です。20日に事務局2人と現地を確認いたしました。事務局が言われたとおり特に農地の問題はないと思います。皆様方のご承認をいただきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。同じく現地を確認された農業委員9番梶山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員9番梶山です。私もこれといった問題はないと思います。本屋の目の前の畑に息子さんが建てられるので、何ら問題はなかったと思います。審議をお願いします。

議 長 ありがとうございました。続きまして、地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員11番坂本委員お願いいたします。

推進委員 推進委員11番坂本でございます。息子さんが実家に帰って来られるということで、実家の前に建てられるということで大変喜ばしいことだと思います。周辺につきましては、畑地でございますので、そこに排水をする。そして処置をして県道まで水を引っ張るという措置がなされるようです。特に問題はないと思いますが、皆様のご協議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは事件番号1番につきまして審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものいたします。

続きまして、6 ページ、議案第 40 号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 40 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 5 年 7 月 28 日としております。議案は 7 ページをご覧ください。賃貸借再設定分が 1 件、賃貸借新規分 1 件、使用貸借新規分 2 件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。しばらく時間を取りますので担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第 40 号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定日を令和 5 年 7 月 28 日といたします。

続きまして、12 ページ、議案第 41 号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 41 号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。今回の計画要請は 1 件でございます。議案は 13 ページと 14 ページに、各筆明細と経営状況等を記載してございます。A to B で公社が貸し付ける分でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第 41 号農用地利用集積等促進計画については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。

続きまして、18 ページ、議案第 42 号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第42号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について説明いたします。時効取得は民法162条に規定がございまして、農地においては、自分のものとして20年以上占有するなど、時効取得要件を満たした場合に、当事者双方の申請によってその所有権を取得できるという制度です。本件はこの時効取得により所有権の取得に関して問題ないかということをご審議していただくものです。

登記義務者は、福岡市南区柳河内2丁目■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、登記権利者は、鷹島町阿翁免■■■■■■■■■■番地、■■■■■■■■■■氏です。不動産の表示は、鷹島町阿翁免字羽佐子■■■■■■■■■■、畑691㎡です。法務局受付年月日及び受付番号は、令和5年6月29日受付の第2611号で、登記の原因は平成8年1月11日の時効取得というものです。対象地は■■■■■■■■■■氏の自宅から30m程度の所にありまして、平成8年1月11日に■■■■■■■■■■氏が■■■■■■■■■■氏の父親から譲り受けまして、現在まで20年以上も管理を行ってきたとのことで、今回、時効取得による所有権移転の登記が完了したものです。民法162条の規定に照らしまして、20年以上も所有の意思を持って平穏かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われます。

以上、ご審議をお願いします。

議長

事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員

(なし)

議長

なければ、議案第42号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案については記載のとおり決定いたします。

続きまして、19ページ、議案第43号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますのでお待ちください。

事務局

議案第43号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。

番号1です。申出人は■■■■■■■■■■氏で、土地の所在地は御厨町高野免字下谷■■■■■■■■■■、田497㎡です。申出によりますと、20年以上耕作していなように山林化しているとのことでした。これは南側からの写真です。これはもう少し奥に入った西側からの写真です。

番号2です。申出人は■■■■■■■■■■氏で、土地の所在地は御厨町高野免字地藏川■■■■■■■■■■、畑1,065㎡です。申出書によれば、15年以上耕作していなように原野化しているとのことでした。スライドのように低木が茂っており原野化していることを確認いたしました。

番号3～9につきまして、関連しておりますのでまとめて説明します。申出人、所在地は議案に記載のとおりです。これらは、現在、地滑りが発生してい

る福島町浅谷免の山にある農地でございまして、今後の復旧工事のために非農地判断が必要であるとのことで申出がございました。申出によりますと、全て15年以上耕作しておらず山林化しているとのことでした。スライドのとおり全体的に滑ってきていて落ちているのですが、中に入って行けるところだけ入ってきて現状の写真を撮っております。中々上手く入れない所もありましたので、手前から、近景からのものがございます。8番は中からも外からも入れなかったです。9番も同じような写真です。今ご覧いただいたとおり全て山林化しているということを確認した次第です。番号3～9につきましては、本日は、田中委員さんが欠席されておりますが、現地調査の際には、既に山林化していると確認をされておまして、現況山林での非農地判断で妥当とのご意見をいただいておりますのでその旨申し添えをいたします。

以上、番号1～9につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。それでは、1番及び2番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員2番大久保委員お願いいたします。

推進委員 推進委員2番大久保です。私は25日に現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおりでございまして、1番については私の知る限りここはもう農地としては使用されていない、田んぼだということ自体に驚いて、以前からここは使われていなかったということでございます。現在も山林化していることですので、非農地が妥当かと思われます。2番については、手前2mくらいまでは葛がずっと生い茂っておりまして、その先は根竹が生えております。これはもうあと2、3年もすれば竹で耕地できない状態になってくるかと思われますので、ここも非農地が妥当かと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、1番2番について、皆様からのご意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。何かございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、3番から9番についてを議題といたします。先ほど事務局より説明がありましたように、浅谷地区の地滑りに関して、ここは保安林に指定され地滑り抑止工が今度されると思うんですが、本日は地元委員が欠席されて本人は非農地が妥当だと思いと伝えられておられます。皆さんからのご意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

農業委員 ちょっといいですか。(武部委員)

議 長 武部委員どうぞ。

農業委員 私事で申し訳ないんですけど、一応荒廃してから15年以上となっているんですね。昔、私40年くらい前に登記をずっとしているんですよ。その時にだ

いたい農用地でない旨の証明願いと何か何かを出してもらったりするんですよね。それを見ながら、登記の地目変更をしていくんですよね。だからだいたい10年以上、15年以上となると特に問題ないと。これが間違いなければね。事実であれば、自ずと問題なしと言っていいんじゃないかなと私は思います。以上です。（武部委員）

議 長 他にございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第43号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものといいます。

以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。

- ・「令和5年度農地パトロールの日程について」
 - ・「公務災害補償制度について」
 - ・「タブレット端末の貸し出しについて」
 - ・「令和6年度改選農業委員・推進委員の募集について」
- 続きまして、連絡事項です。
- ・「農業者年金加入推進特別研修会（県北地区）」

議 長 以上をもちまして、7月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、8月25日金曜日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 50 分